

令和5年（行ヒ）第335号

決 定

東京都新宿区四谷三栄町14番7号 芝本マンション403号

申 立 人 特定非営利活動法人情報公開  
クリアリングハウス

同 代 表 者 理 事 三 木 由 希 子

同訴訟代理人弁護士 升 味 佐 江 子

古 本 晴 英

秋 山 淳

井 桁 大 介

高 橋 涼 子

三 宅 千 晶

相 手 方 国

同代表者法務大臣 鈴 木 馨 祐

同 指 定 代 理 人 坂 井 美 香

上記当事者間の東京高等裁判所令和4年（行コ）第31号警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件について、同裁判所が令和5年5月17日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件を上告審として受理する。
- 2 申立ての理由中、次の部分（第1のうちこれらに関する部分を含む。）を除く部分を排除する。
  - (1) 第2
  - (2) 第3のうち「備考」欄に関する部分

(3) 第4の4(3)

理 由

申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たるが、申立ての理由中、主文2(1)～(3)（第1のうちこれらに関する部分を含む。）を除く部分は、重要でないと認められる。

よって、申立ての理由中、上記排除部分を排除するのは相当でないとの裁判官宇賀克也の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

令和7年2月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 宇 賀 克 也

裁判官 林 道 晴

裁判官 渡 辺 恵 理 子

裁判官 石 兼 公 博

裁判官 平 木 正 洋

これは正本である。

令和7年2月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

沼田 千絵

